

1-1 肥料の登録手続きについて

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という）第4条第1項第7号に掲げる普通肥料を業として生産する場合には、法第4条の規定により、その銘柄ごとに生産する事業所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

1 提出書類

- | | |
|--|----------------|
| ①肥料登録申請書 | 2部(正副) |
| ②生産工程の概要説明書(工場内の地図も含む) | 1部 |
| ③生産する肥料の見本 | 500g以上 |
| 見本の袋に「申請者の氏名、住所」、「肥料の種類」「肥料の名称」「含有主成分量(主成分の分析値)を記載 | |
| ④申請者を確認できる書類 | } 1部 |
| 【個人の場合】住民票の写し(県内居住者は不要) | |
| ※法人格を有していない任意の組合(〇〇生産組合等)は、代表者個人の届出となります。 | |
| 【法人の場合】「定款」及び「全部事項証明書」 | |
| ⑤生産及び保管施設を示す地図(地図の該当場所にマーカー記入) | 1部 |
| ⑥成分分析証明書(肥料等試験法に基づき必要項目を分析したもの) | 1部 |
| ⑦返送用封筒(要切手貼付、要宛名記載) | 1部 |
| ※登録証の大きさは、日本産業規格A列4。 | |
| ※肥料の種類によっては、植害試験の成績書等が必要となります。 | |
| ⑧連絡先 | 1部 |
| ※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの | |

2 登録手数料

37,560円

※やまぐち電子申請サービスでの納入も可能です。

※山口県収入証紙で納入の場合、証紙は貼らずに提出してください。

3 表示義務

登録された肥料を販売する場合は、法に基づく表示が必要です。

詳しくは、5の連絡先にお問い合わせください。

4 県に登録する普通肥料の種類

「有機質肥料（動植物質のものに限る）」、「石灰質肥料」等

5 問い合わせ先

山口県庁 農林水産部 農業振興課 農業技術班

〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話（083）933-3366

FAX（083）933-3399

※申請書の下書きを事前にFAX等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

※山口県収入証紙を貼るスペース
(やまぐち電子申請サービスで納入した場合は貼付不要)

肥料登録申請書 (例)

持参日又は
投函日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

知事の氏名を
記入する。

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は登記簿謄(抄)本、個人の場合は
住民票のとおり記入します。

住所 山口県〇×市〇△町〇番地
氏名 株式会社 〇×△□
代表取締役 山口 県太郎

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記
入する。名称は省略しない。
個人の場合は、氏名のみを記入する
※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は
記入しない。

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名及び住所

株式会社 〇×△□ 代表取締役 山口 県太郎
山口県〇×市〇△町〇番地

2 肥料の種類

混合石灰肥料

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、
普通肥料の公定規格を定める等の件に規定
する種類を記載する

3 肥料の名称

粒状〇□石灰肥料

4 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%) アルカリ分 〇〇. 〇

その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は
公定規格のとおり

5 生産する事業場の名称及び所在地

株式会社 〇×△□ ■□工場
山口県〇×市〇△町□番地

6 保管する施設の所在地

山口県〇×市〇△町■番地

7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

第1号 別紙のとおり

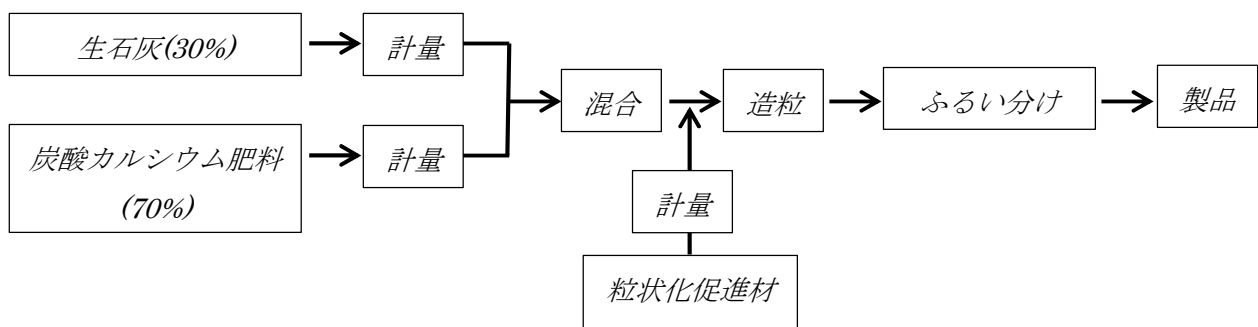
第2号 該当なし

第3号 該当なし

第4号 粒状化促進材として〇〇を製品重量当たり△%以下使用する。

第5号 該当なし

別紙



(注) 公定規格のその他の制限事項に植害試験の調査が位置づけられている場合は、項目7に標題「植物に対する害に関する栽培試験の成績(別紙のとおり)」を追加するとともに、申請書(例)の項目7を項目8とすること。